

1.3 議員定数及び定例会開催状況一覧表

令和6年5月1日現在

市町村名	条例定数	現員数			令和5年定例会開催状況				
		男	女	計	3月	6月	9月	12月	
市	前橋市	38	31	7	38	3月2日～29日	6月13日～29日	9月5日～28日	11月29日～12月15日
	高崎市	38	33	5	38	2月22日～3月17日	6月9日～26日	9月7日～27日	11月30日～12月15日
	桐生市	22	21	1	22	2月16日～3月17日	6月9日～30日	8月30日～9月22日	11月29日～12月22日
	伊勢崎市	30	23	6	29	2月21日～3月20日	6月9日～26日	8月31日～9月28日	11月30日～12月18日
	太田市	30	26	4	30	2月10日～3月15日	6月15日～30日	9月4日～9月28日	11月30日～12月18日
	沼田市	18	15	3	18	2月21日～3月15日	6月6日～15日	8月30日～9月20日	12月5日～15日
	館林市	18	12	6	18	3月3日～22日	6月2日～19日	9月1日～20日	12月1日～14日
	渋川市	18	14	4	18	2月27日～3月24日	6月8日～21日	9月5日～27日	11月30日～12月13日
	藤岡市	18	16	2	18	2月27日～3月17日	6月12日～23日	9月1日～9月20日	11月30日～12月13日
	富岡市	18	15	3	18	2月27日～3月22日	6月1日～21日	9月1日～21日	11月30日～12月18日
	安中市	20	17	3	20	2月24日～3月17日	6月9日～26日	8月31日～9月21日	11月30日～12月14日
みどり市	18	15	3	18	2月20日～3月20日	6月8日～26日	9月5日～28日	11月28日～12月18日	
北群馬郡	榛東村	12	10	2	12	2月27日～3月14日	6月13日～22日	9月4日～19日	11月30日～12月12日
	吉岡町	14	13	1	14	3月1日～16日	6月1日～9日	9月1日～15日	12月1日～11日
多野郡	上野村	8	7	0	7	3月10日～22日	6月22日	9月13日～27日	12月15日
	神流町	8	8	0	8	3月4日～12日	6月28日	9月10日～17日	12月17日
甘楽郡	下仁田町	10	10	0	10	3月7日～17日	6月8日～15日	9月12日～22日	12月8日～19日
	南牧村	8	8	0	8	3月7日～17日	6月5日～14日	9月4日～13日	12月4日～13日
	甘楽町	12	9	1	10	3月7日～14日	6月7日～13日	9月8日～15日	12月7日～13日
吾妻郡	中之条町	15	13	2	15	3月1日～15日	6月6日～21日	9月4日～21日	12月5日～19日
	長野原町	10	10	0	10	3月2日～16日	6月6日～16日	9月7日～21日	12月5日～15日
	嬭恋村	12	10	2	12	3月7日～17日	6月6日～16日	9月5日～15日	12月5日～15日
	草津町	11	11	0	11	3月6日～14日	6月5日～9日	9月4日～8日	12月4日～8日
	高山村	10	9	1	10	3月1日～16日	6月8日～14日	9月4日～15日	12月4日～8日
	東吾妻町	12	10	2	12	3月6日～17日	6月6日～15日	9月5日～15日	12月5日～14日
利根郡	片品村	12	11	1	12	3月3日～11日	6月3日～10日	9月1日～9日	12月2日～9日
	川場村	10	9	1	10	3月7日～14日	6月8日～14日	9月7日～15日	11月30日～12月5日
	昭和村	12	9	3	12	3月7日～16日	6月6日～13日	9月5日～15日	12月5日～13日
	みなかみ町	14	12	2	14	3月8日～17日	6月12日～20日	9月6日～15日	12月5日～13日
佐波郡	玉村町	13	9	3	12	3月2日～17日	6月1日～12日	9月1日～15日	12月1日～12日
邑楽郡	板倉町	12	10	2	12	3月7日～17日	6月6日～9日	9月6日～15日	12月5日～8日
	明和町	12	9	3	12	3月6日～14日	6月6日～7日	9月5日～13日	12月5日～6日
	千代田町	11	10	1	11	3月8日～17日	6月5日～9日	9月6日～15日	12月4日～8日
	大泉町	15	11	2	13	3月2日～20日	6月13日～15日	9月5日～21日	12月12日～14日
	邑楽町	14	10	4	14	3月7日～17日	6月12日～16日	9月5日～15日	12月25日～28日
県計	553	466	80	546					

(注) 1、条例定数は、各市町村が制定した議員定数条例に定められている議員定数である。
2、現員数は、令和6年5月1日現在の現員数である。